

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 24 日現在

機関番号：82723

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730041

研究課題名(和文) 金融法の域外執行における国際法上の根拠について

研究課題名(英文) The Basis of the Extraterritorial Law Enforcement against Financial Crimes

研究代表者

山内 由梨佳 (Yamauchi, Yurika)

防衛大学校(総合教育学群、人文社会科学群、応用科学群、電気情報学群及びシステム工・その他部局等・講師)

研究者番号：80582890

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、金融犯罪を規律する手続法を域外的に執行する際の国際法上の根拠を、実証的に分析することを目的とする。金融法領域においては対象となる企業や私人が域外に所在していても、当該企業らに国内手続法の遵守を強制し、違反した場合に公的制裁を科す国家実行が見られる。本研究は金融犯罪の特殊性を踏まえながら、そのような実行の妥当性を国際法学の観点から検証する。

研究成果の概要(英文)：This study examines the basis of the State's extraterritorial law enforcement against financial crimes. In practice, some States try to impose their laws against individuals or corporations, even when they reside outside of those States. This study categorizes the financial crimes based on their relationship with public international law, and, taking into account the characteristics of the financial crimes, examines the justification of such law enforcement activities.

研究分野：国際公法

キーワード：国際法 国際刑事法 刑事共助 情報交換

1. 研究開始当初の背景

金融法領域においては、法執行の対象となる企業や私人が他国領域に所在する場合であっても、証拠や文書の提出や規制遵守を当該対象に命令し、違反した場合には公的制裁を科すことが行われている。その根拠としては、当該対象企業が自国の証券取引所に上場していたり、企業や私人が自国領域内で商業取引を行ったり、あるいは、自国の企業と共犯ないし共謀関係にあることが援用される。実際に、1970年代末から今日に至るまで、米国が欧州に所在する企業や銀行に対して租税犯罪や証券犯罪等の容疑に基づいて証拠や文書の提出を命じ、そのような提出が企業の設立地国における銀行秘密法等に反することから、当該設立地国が米国に抗議を行う事例が継続している。これらの1980年代までの実行については、先行研究において詳細な分析が行われている。しかし特に2000年代以降の国際的な展開を踏まえると、次の問題について取り組む必要がある。

第一に、国際法上、他国領域内における法執行は当該領域国の同意を得ない限り違法であるため、上記のような金融法執行の国際法上の妥当性が問題となる。

第二に、金融法の執行を慣習上確立している司法共助の諸原則を遵守して行くと、法執行の迅速性や実効性が損なわれることから、金融犯罪に関する司法共助は1990年代末まではなされてこなかった。そのような諸原則としては、双方可罰性原則（司法共助の対象となる犯罪が、要請国と被要請国の双方において犯罪であること）、特定性の原則（要請の対象が明確に示されており、司法共助で得られた証拠等を要請のあった手続以外で用いないこと）、租税命令不執行の原則、一事不再理の原則などがある。これらは被要請国における司法審査を経た後に法執行を行うため、時間と費用がかかることが認識されてきた。しかし、2000年代初頭以降経済協力

開発機構（OECD）や証券監督者国際機構（IOSCO）を通じた国家間協力の枠組が構築されている。その狙いは、情報交換などを関連当局間の合意に基づく行政的な協力として行うことによって、円滑な法執行を図ることである。国内法の一方的執行と金融犯罪に関して構築されているこれらの国際的規制とが、いかなる関係にあるのかについて、国際法学からの検討が必要になっている。

第三に、(1)日本が自国の金融法を他国に所在する企業や私人に対して執行することの意義と限界、及び、(2)日本に所在する企業に対して行われる他国の法執行への対処のあり方も国際法の観点から検討されなくてはならない。(1)について、日本では、司法取引や訴追延期合意など、検察官と被疑者との合意に基づく手続を許容していない。また、共謀罪は立法されておらず、法人処罰も特別法に基づいて限定的に行われているに留まる。そのため、日本法の管轄射程は他国と比較すると狭くなっている。(2)について、日本企業が欧米等によって金融法を域外適用された場合に、当該企業や日本政府が取りうる手段について制定法や統一的な指針があるわけではない。しかし、米国とEUが積極的な法執行を行っている現状においては、日本のみが執行を行わない不利益が相対的に大きくなっている。第一と第二の点を明らかにして、国際法上許容されている法執行の範囲を明らかにすることが、この問題の解決にも資すると考える。

2. 研究の目的

以上の問題意識を踏まえ、本研究は、金融犯罪を規律する手続法を域外的に執行する際の国際法上の根拠を、実証的に分析することを目的とする。国際法上、他国領域内における法執行は、当該領域国の同意がない限り違法である。しかし金融法領域においては対象となる企業や私人が域外に所在していても、

当該企業らに国内手続法の遵守を強制し、違反した場合に公的制裁を科す国家実行が見られる。本研究は金融犯罪の特殊性を踏まえながら、そのような実行の妥当性を国際法学の観点から検証する。なお、本研究において、金融犯罪とは、金融活動を規制する法（証券法、租税法、外国公務員贈賄禁止法、資金洗浄罪規制法等）の違反であって刑事上の制裁が科されるものを指す。

3. 研究の方法

研究期間は平成 24-25 年度の 2 年間である。申請研究期間の 2 年間のうち、1 年目は研究内容(1)で述べた、各国金融法執行と司法共助に関する実証研究を行う。2 年目の前半の 6 か月は(2)で述べた、日本と金融法執行との関係性に関する分析を行う。2 年目の後半の 6 か月は、それらの研究成果を公刊する準備に当てる。申請者は、既に国際法学における金融犯罪規制の位置づけ、国際法学における司法共助のあり方について知見を得、先行研究の分析も行っている。他方で、各国国内法における金融法の先行研究や、金融法の実体を裏付ける経済力のあり方については十分に検討していない。そこで、2 年間を通じて、金融法に関する国際法学と、国内法学や経済学の隣接領域の先行研究の検討を行う。

4. 研究成果

本研究の遂行にあたり、(1)国際金融取引の拠点である米国、欧州連合（EU）、英国、ドイツ、スイス、日本における金融法の国際的執行に関する実行を丹念に追うことによって、金融法の執行がどのような論理に基づき、どのような射程において行われているのかを明らかにすることができた。その際に各国の金融法の社会的、歴史的背景を踏まえることによって、その意義と限界を鮮明に捉えることができた。EU については EU ディレクティブを通じた実行を中心に検討した。その

成果を踏まえて、本研究は(2)日本が域外執行をすることの意義と限界を検討した。

本研究の成果は書籍において出版する予定であるが、未刊行であるので、次項目には含めていない。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 1 件)

Yurika Ishii, "Enforcement of Transnational Criminal Law," American Society of International Law, Midyear Meeting, 2014 年 11 月 8 日、アメリカ合衆国シカゴ、Northwestern Law School.

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6．研究組織

(1)研究代表者

石井 由梨佳 (ISHII Yurika) 防衛大学
校・人文社会科学群・講師

研究者番号：80582890

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：